

令和5年度栃木市農業関係支援事業一覧



・今年度、栃木市が実施する予定の支援事業です。
 ・支援を受けるためには、この表に記載の事柄のほかにも細かい要件や書類の作成があります。
 ・詳しい内容を知りたい方や支援事業の活用を希望する方は、担当係までご相談ください。
 ・予算の状況によっては、要件を満たしていても採択されない場合があります。
 ・また、税の未納がある方は補助金を受けることができません。予めご了承ください。

区分	番号	事業名	概要	補助率等	補助対象	担当係	予算措置 (千円)	財源
農業を始める ときの支援	1	就農に必要な費用の支援 ○新規就農サポート事業費補助金	新たに就農する方を対象として、就農に係る経費の一部を補助します。	【対象経費】 ・資材費、種苗費その他農業生産に必要な経費 ・経営管理の合理化や高度化のために導入する機器の購入代 ・市が農業後継者の育成のため必要と認める経費 【補助額】 上記の補助対象経費の2分の1以内 ただし、年度内に1回、計2回まで、合計60万円以内	次のすべてに該当する方が対象になります。 ・新規就農時の年齢が満50歳未満の方 ・栃木市内で新規就農し、年間150日以上農業に従事しているか従事する見込の方で、農業収入が主である方 ・申請時点において栃木市内に住所があり、引き続き3年以上住み続ける予定の方 ・申請日が新規就農の日から3年以内の方 ・認定農業者を指す方 ・市が指定する、他の新規就農に	生産振興係 0282-21-2384	1,800	市単独
	2	海外などで農業を学ぶ費用の支援 ○青年農業者海外派遣研修費補助金	青年農業者海外派遣研修またはこれと同等と市が認める研修・派遣事業の参加に必要な経費の一部を補助します。	【対象経費】 左に記載の派遣研修事業の参加に必要な経費 【補助額】 研修生が自己負担する経費の2分の1以内で10万円を超えない額 (1,000円未満の端数は切り捨て) ※1回限り	次のすべてに該当する方が対象になります。 ・市内に住所がある農業経営者またはその後継者 ・市が適当と認めた派遣研修事業に参加する方 ・補助を受けようとする年度の4月1日現在において満20歳から満39歳までの方	農政係 0282-21-2381	100	市単独
	3	就農時の初期投資にかかる費用の支援 ○栃木市新規就農者経営発展支援事業費補助金 【国：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業】 ○栃木市新規就農者初期投資促進事業費補助金 【国：新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業】	経営の開始と発展に必要な機械や施設、家畜の導入などの費用を支援します。	【対象経費】 ・農業機械(トラックは不可)、農業用施設、家畜導入、果樹や茶の新植・改植、機械等のリース料など初期投資的な経費 【補助額】 補助対象事業費の85/100、上限1,000万円 (負担割合：本人15%、国50%、県25%、市10%) ※本人負担分については融資を受けることが条件になります。 ※栃木市新規就農者経営開始支援事業費補助金の交付を受けると上限が500万円になります。	次のすべてを満たしている必要があります。 【対象者の要件】 ・市が認定した新規就農者 ・就農時の年齢が原則満50歳未満で、農業に対する強い意欲がある方 ・令和4年度または令和5年度中に就農し農業経営を開始する方 ・農業経営を継承する場合は、従事してから5年以内に継承する方で、経営発展の計画を立てること ・就農する地区の人・農地プランに登載されているか、登載が確実と見込まれる方、または農地中間管理機構から農地を借り受けている方 ・雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を受けていない方 ・補助対象事業費の本人負担分について、融資を受けている方 【取組要件】※主なもの。詳しくは右記に確認してください。 ・補助対象事業費が、整備内容ごとに50万円以上で、それぞれ単年度で完了すること ・対象機械等は、法定耐用年数が5年以上20年以下(中古の場合は2年以上)で、農業以外にも広く使えるものではないこと ・あらかじめ立てた就農・経営発展の計画の達成に直結するものであること ・補助対象物について、保険など気象災害に備えた措置がされていること	生産振興係 0282-21-2384	25,500	国庫
	4	農業経営が安定するまでの間の支援 ○栃木市新規就農者経営開始支援事業費補助金 【国：新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金】	目標とする農業経営を早期に確立できるよう、就農直後の経営が不安定な時期の取組を支援します。	農業経営を開始してから経営が安定するまでの間、年間最大150万円(夫婦は最大225万円)、最長3年間交付。	次の方が対象になります。 ・独立・自営就農時の年齢が満50歳未満で、市が認定した新規就農者の方 ・農業経営を継承する場合は、新たな作物を始めるなど新規参入者と同等の経営リスクを負うこと ・前年の世帯全体の所得が600万円以下であること 等	生産振興係 0282-21-2384	9,750	国庫
	5	農家のあとを継ぐときの支援 ○栃木市農業経営継承・発展支援事業費補助金 【国：経営継承・発展等支援事業のうち経営継承・発展支援事業】	地域農業の担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援します。	・補助上限100万円(国1/2、市1/2) ・補助対象経費 経営継承後の経営発展に向けた取組に必要な経費	農業経営者から経営の主宰権を譲り受け、次の要件を満たした方が対象になります。 ・経営発展計画を策定している ・自分の名義で青色申告をしている ・(後継者が家族農業経営の場合) 家族経営協定を締結している 等	生産振興係 0282-21-2384	1,000	国庫
	6	いちご農家になりたい方への技術支援 ○新規就農支援事業 (栃木市農業公社の事業)	栃木市内のいちご生産者の下での実習と県農業大学校の講座を組み合わせた研修プログラムです。	・品目：いちご ・研修期間：毎年4月1日～翌年3月31日(1年間) ・募集期間：毎年11月末日まで(12月下旬ごろ面接による審査を実施) ・募集人数：毎年2名程度 ・研修内容： ①実地研修：市内のいちご生産者の下での研修 ②座学研修：とちぎ農業未来塾での研修(就農準備専門研修Iコースの受講が必須) ※新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金及び新規就農者確保緊急対策のうち新規就農促進研修支援事業における研修機関の認定を受けています。	次のすべてに該当する方が対象になります。 ・満18歳以上48歳以下の方 ・研修終了後、栃木市内に居住し就農する方 ・市・県と就農に向けた相談・協議を行ったことがあり、就農に強い意欲がある方 ・自家用車など自力で研修地へ移動できる方 ・就農に必要な自己資金を有していること 等	栃木市農業公社 0282-20-5300	—	—

令和5年度栃木市農業関係支援事業一覧



・今年度、栃木市が実施する予定の支援事業です。
 ・支援を受けるためには、この表に記載の事柄のほかにも細かい要件や書類の作成があります。
 ・詳しい内容を知りたい方や支援事業の活用を希望する方は、担当係までご相談ください。
 ・予算の状況によっては、要件を満たしていても採択されない場合があります。
 ・また、税の未納がある方は補助金を受けることができません。予めご了承ください。

区分	番号	事業名	概要	補助率等	補助対象	担当係	予算措置 (千円)	財源
機械・施設等の整備や	7	融資を受けて農業機械や農業用施設を買うときの支援 耕作条件が不利な地域で共同利用機械を買うときの支援 ○農地利用効率化等支援交付金 (旧・強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	【融資主体支援タイプ】 【融資主体型】 地域農業の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残に対して補助します。 【先進的農業確立支援タイプ】 地域農業の担い手の、「農業経営を発展させたい」「規模拡大したい」という思いに向けた取組を支援します。	【融資主体型】 地域農業の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付 事業費の3/10以内(融資残補助) ※上限額は300万円 【先進的農業確立支援タイプ】 事業費の3/10以内(融資残補助) ※上限額は1,000万円(個人)、1,500万円(法人)	【融資主体型】 ①事業実施地区 ・人・農地プランが策定されている地域 ②対象者 ・人・農地プランに記載されている農業者等	生産振興係 0282-21-2384	(補正予算で対応)	国庫
			【条件不利地域支援タイプ】 農地の条件が悪く小さい農家が多い地域で、農作業の効率化のために共同利用機械を購入するときに補助します。	【条件不利地域支援タイプ】 整備内容ごとに1/2(農業用機械は1/3) ※上限額は4,000万円	【対象となる地域】 次のいずれかに該当する地域が対象になります。 ・農家1戸あたり平均農地面積がおおむね0.5ha未満、かつ0.5ha未満の農家がおおむね5割以上 ・農産物を販売・出荷している農家のうち、農業外収入のほうが多い農家の割合が7割以上、かつ農業収入が主の農家の割合が1割以下 ・平均農地面積がおおむね1ha未満、かつ1ha未満の農家がおおむね5割以上を占める地域で、周辺地域等と比べて農産物販売金額が低い又は高齢化率・耕作放棄地率が高い地域など(担い手を育成・確保する必要がある地域) 【対象者】 ・農業者等で組織する団体 ・その地域に参入した法人 ・その他市が認める団体等			国庫
	8	農業の収益性向上や生産基盤の強化、新市場獲得などに取り組む産地を支援する制度 ○産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	【収益性向上対策】 収益力強化をめざす産地に対し、農業機械や集出荷施設などの整備費用を助成します。 【生産基盤強化対策】 ハウスや果樹園、農業機械などの再整備や生産技術の継承など生産基盤の強化に必要な費用を補助します。 【新市場獲得対策】 海外市場や加工・業務用市場など新たな市場に対応できる農家を育成します。	事業費の1/2以内	①対象者 栃木市農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体等 ②取組要件 【面積要件】※中山間地域等においては面積要件の緩和があります ○稲は50ha、麦は30ha、大豆は20ha ○露地野菜は10ha、施設野菜は5ha ○果樹(なし、ぶどう、ももなど)は10ha ※3haの品目もあります ○花卉は露地5ha、施設3ha 【成果目標】次のいずれかの実現が見込まれること。 ○生産または集出荷・加工のコストを10%以上削減 ○販売額または所得額を10%以上増加 ○契約栽培の割合を10%以上増加して50%以上にする ○作付する品目・品種を、需要が見込まれる品目・品種へすべて切り替える ○農産物の輸出の取組 ・実績がある場合は、出荷量または出荷額を10%以上増加 ・実績がない場合は、総出荷額のうち輸出向けを5%以上、または輸出向けの出荷量を10トン以上増加等	生産振興係 0282-21-2384	(補正予算で対応)	国庫
9	麦・大豆の生産性をアップする機械や施設を導入するときの支援 ○水田麦・大豆産地生産性向上事業	麦・大豆を生産する地域の生産者等による、生産性向上のための団地化の推進、先進的な営農技術等の導入、機械・施設の導入等を支援します。	事業費の1/2以内	①支援対象 (1)対象ほ場: 田(水田活用の直接支払交付金の交付対象水田) (2)対象作物: 麦(小麦、大麦及びはだか麦)・大豆等 (3)事業実施主体: 農業者の組織する団体(ただし、年間150日以上農業に従事する農業者5名以上) ②主な事業要件: (1)地域における麦・大豆の団地化や生産性向上(生産量、単収等)に関する成果目標を定めた「事業実施計画」の作成 (2)事業実施主体における主食用米の作付面積が前年より減少していること等 ②支援内容 (1)営農技術等の導入(補助率: 定額) 生産性向上や需要に応じた生産に向け、所定の技術や品種等を導入する場合に15,000円/10a以内で定額支援する (2)機械・施設の導入(補助率: 1/2以内) 生産性向上や効率化に必要な機械・施設の導入・リース導入及び改良を支援する ※対象となる機械・施設は50万円以上5,000万円未満のもの	生産振興係 0282-21-2384	(補正予算で対応)	国庫	

令和5年度栃木市農業関係支援事業一覧



・今年度、栃木市が実施する予定の支援事業です。
 ・支援を受けるためには、この表に記載の事柄のほかにも細かい要件や書類の作成があります。
 ・詳しい内容を知りたい方や支援事業の活用を希望する方は、担当係までご相談ください。
 ・予算の状況によっては、要件を満たしていても採択されない場合があります。
 ・また、税の未納がある方は補助金を受けることができません。予めご了承ください。

区分	番号	事業名	概要	補助率等	補助対象	担当係	予算措置 (千円)	財源
規模拡大に対する支援	10	生産コストを下げるために必要な機械施設の整備や販路の確保、生産・流通の改善などの取組を支援 ○土地利用型園芸産地展開加速化事業	水田を最大限に活用して、米から土地利用型園芸(露地野菜等)への転換を図り、収益性の高い水田農業への構造改革を進める必要があるため、水田における露地野菜産地の拡大を目指す「産地づくり基本構想」を策定し、生産拡大に取り組む産地に対し、本事業及び関連施策により支援を行い、水田農業改革及び露地野菜の生産拡大を図る	【産地展開加速化推進事業】 1/2以内 【産地展開加速化整備事業】 施設 4/10 以内 機械 1/3以内	【産地展開加速化推進事業】 ・基本構想の効果的な取組に向けた検討、モデル園芸団地の形成、販路の確保、生産・流通の改善等の取組に要する経費を助成する 【産地展開加速化整備事業】 ・低コスト生産に必要な機械・施設の導入に要する経費を助成する 【産地づくり基本構想】 【策定主体】 市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人(農地を所有できる法人)、認定農業者、実質化された人・農地プランの中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業サービス事業体、またはこれらの組織のうち複数組織から構成される協議会 【基本構想の承認基準】 ア 基本構想の目標年度において、水田における露地野菜の作付面積が概ね10ha以上であること又は水田における露地野菜の販売額が概ね50,000千円以上であること なお、露地野菜の生産拡大に当たっては、積極的に水田を活用すること イ 産地づくりに向けた実行性を有すること	生産振興係 0282-21-2384	(補正予算で対応)	県単独
	11	いちご・トマトの収量・品質向上と新たな主力品目の生産拡大を支援 ○園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業	新技術の導入により収量・品質のさらなる向上を目指す農家や、新たな主力品目の生産拡大を目指す農家を支援します。 また、水田を活かした土地利用型園芸の拡大や、加工・業務用需要への対応力強化の取組を支援します。	【いちご王国基盤強化プロジェクト事業】 施設 4/10 以内 等 【施設園芸拡大プロジェクト事業】 施設 4/10 以内 機械 1/3 以内 等	【いちご王国基盤強化プロジェクト事業】 (1) 受益面積30a以上の取組みであること (2) 受益農家3戸以上の取組みであること (3) 産地強化計画に定めた目標達成に向けた取組みであること、もしくは、今後、同計画等に位置付け産地体制の強化を図る取組みであること 等 【施設園芸拡大プロジェクト事業】 (1) 受益面積30a以上の取組みであること (2) 受益農家3戸以上の取組みであること(事業実施主体が認定農業者または人・農地プランの中心経営体の場合を除く) (3) 産地強化計画等に定めた目標達成に向けた取組みであること、もしくは、今後、同計画等に位置付け産地体制の強化を図る取組みであること 等	生産振興係 0282-21-2384	(補正予算で対応)	県単独
	12	飼料用米・米粉用米・輸出用米における多収品種や低コスト化技術の導入の取組、スマート農業技術を生産現場に導入する取組への支援 ○水田収益力向上支援事業	認定農業者及び集落営農が必要に応じた飼料用米・米粉用米・輸出用米などの多収品種への転換や低コスト化技術の導入、スマート農業(ロボット技術や情報通信技術を活用した農業)の生産現場への導入促進など収益力の向上を図る取り組みを支援	【新規需要米収益力向上推進事業】 補助率: 1/2以内 【スマート農業普及促進事業】 補助率: 1/3以内(ただし、350万円を上限) ※施設: 対象外	【新規需要米収益力向上推進事業】 ①対象者 農業協同組合、農地所有適格法人(農地を所有できる法人)、農業者が組織する団体 ②対象経費 多収品種や低コスト化技術を導入した生産モデルの実証や地域への普及に向けた取組を実施するために要する次の経費 ○事業費: 会場借料、通信・運搬費、借上費、印刷製本費、種苗費、資材費、消耗品費、報償費 ○委託費: 事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 【スマート農業普及促進事業】 ①対象者 認定農業者及び集落営農 ※ただし、以下のすべての要件を満たすもの (1) 農地所有適格法人であること、または事業実施年度の翌年度末までに農地所有適格法人になることが確実と見込まれること。 (2) 「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられていること。 ②対象作物 飼料用米、WCS用稲、麦類、大豆、そば、飼料作物(とうもろこし、牧草等) ③成果目標 事業実施年度の水田経営面積の合計が概ね20ha以上であり、事業実施年度の3年後までに水田経営面積の合計を2割以上拡大すること。	生産振興係 0282-21-2384	(補正予算で対応)	県単独
	13	農機具や施設の 貸したい・譲りたい/欲しい・借りたい を支援 ○農業機械施設バンク制度 (栃木市農業公社の事業)	農機具や農業用施設を「譲りたい・貸したい」方が、農業機械施設バンクに登録し、「欲しい・借りたい」という方につなぐ制度です。	◎利用の流れ (1) 譲りたい・貸したい農機具等を、栃木市農業公社へ登録します (2) 農業公社職員が現物の状態を確認します ※引き取りはしません (3) 登録された情報を、農業公社ホームページで公開します (4) 欲しい・借りたいという方が現れたら、農業公社から連絡します (5) 当事者間で条件を詰めます。 (6) 合意したら、農業公社へ連絡して完了です	◎登録・利用の条件 (1) 登録できる方 ・市内に居住または耕作している、農業機械・施設の所有者 ※業者の方は登録できません (2) 利用できる方 ・市内に居住または耕作している農業者 ・栃木市に定住し、新規に農業に従事しようとする方	栃木市農業公社 0282-20-5300	—	—



・今年度、栃木市が実施する予定の支援事業です。
 ・支援を受けるためには、この表に記載の事柄のほかにも細かい要件や書類の作成があります。
 ・詳しい内容を知りたい方や支援事業の活用を希望する方は、担当係までご相談ください。
 ・予算の状況によっては、要件を満たしていても採択されない場合があります。
 ・また、税の未納がある方は補助金を受けることができません。予めご了承ください。

区分	番号	事業名	概要	補助率等	補助対象	担当係	予算措置 (千円)	財源
借り入れた資金に対する支援	14	農家が借り入れた資金の利子の一部を市が肩代わり ○農業近代化資金利子補給金	農家が借り入れた資金の利子の一部を市が肩代わりすることで、金利を低く抑えます。	利子補給率 ・一般農業者 0.5%以内 ・認定農業者 1.0%以内	※利子補給は融資機関に対して行われます。 【農業近代化資金の概要】 ・主な資金使途:建物や機械等の取得、家畜の購入等 ・貸付対象者:農業を営む者 ・限度額:個人1,800万円、法人2億円 ※認定農業者に対する金利の特例は、貸付額が個人1,800万円、法人3,600万円に達するまでに限り適用。 ・償還期限:7~20年以内(うち据置2~7年以内) ・取扱金融機関:下野農業協同組合、上都賀農業協同組合、各銀行、各信用金庫など	農政係 0282-21-2381	529	市単独
	15	認定農業者が借り入れた資金の利子の一部を補助 ○農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者が借り入れた資金の利子の一部を補助し、返済の負担を軽減します。	栃木県農業経営基盤強化資金利子助成金の額と同額 ※上限:0.25%以内	農業経営基盤強化資金の借受者 【農業経営基盤強化資金(スーパー)資金の概要】 ・主な資金使途:建物・機械・農地取得、家畜の購入、加工処理・販売施設の取得、負債整理等 ・貸付対象者:認定農業者 ・限度額:個人3億円、法人10億円 ・償還期限:25年以内(うち据置10年以内) ・取扱金融機関:日本政策金融公庫	農政係 0282-21-2381	16	市単独
農地に関する支援	16	農地を貸したい・売りたい/借りたい・買いたいをつなぐ制度 ○農地バンク制度 (栃木市農業公社の事業)	貸したい・売りたい農地を登録していただき、借りたい・買いたい人に紹介する制度です。	◎利用の流れ (1)貸したい・売りたい農地を、市農業公社に登録します。 (2)農地を借りたい・買いたい農業者を「借受希望者」として登録します。 (3)登録情報をもとに、農地集積協力員や農地利用最適化推進員が借受者の掘り起こしを行います。 (4)借受希望者から申込があったとき、農地所有者を紹介します。 (5)農地所有者と借受希望者との間で、条件を調整します。 (6)条件がまとまったら、権利移動の手続を農業公社がサポートします。	1. 貸したい・売りたい方(農地所有者) ○栃木市内に、貸付・売払いを希望する農地を保有している方が登録できます。 ○登録の対象は、市内の農業振興地域内にある農地です。 ※市街化区域内の農地は不可 ※次のような農地は登録できません ・所有者以外の第三者が利用する権利を持っている農地 ・登録することについて、共有者の同意を得ていない農地 ・抵当権が設定されていたり、権利の設定・移転について仮登記がなされている農地 ・通常の耕作が難しい農地、著しく荒れた農地 など 2. 借りたい・買いたい方(農地使用者) ○栃木市内にて居住または現に耕作している農業者と新規就農者(定住される方)が対象です。	栃木市農業公社 0282-20-5300	—	—
	17	担い手に農地を集めたい 地域でまとめて効率よく農作業したいを支援 ○機構集積協力補助金	農地中間管理機構を活用して農地集積・集約化に協力した農地所有者や地域に対して協力を交付することで、担い手への農地集積・集約の促進を図る	①地域集積協力金・集約化奨励金 【地域集積協力金】 中間管理機構の活用率 一般地域 20%超40%以下:1.0万円/10a 40%超70%以下:1.6万円/10a 70%超 :2.2万円/10a 中山間地域 4%超15%以下:1.0万円/10a 15%超30%以下:1.6万円/10a 30%超50%以下:2.2万円/10a 50%超 :2.8万円/10a 【集約化奨励金】 団地面積割合が 1.(ア)10%以上増加:1.0万円/10a 2.(イ)20%以上増加あるいは (ウ)団地平均面積1.5倍以上増加:3.0万円/10a	【地域集積協力金】 地域の話し合いにより、まとまった農地を農地中間管理機構に貸し付ける地域に協力金を交付します。 ○取組要件 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。 ・交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること ・「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が事業実施年度までに10%以上増加すること。 【集約化奨励金】 担い手同士の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組む地域に奨励金を交付します。 ○取組要件 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。 (ア)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が事業実施年度までに10%以上増加すること。 (イ)「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が事業実施年度までに20%以上増加すること。 (ウ)同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が事業実施年度までに1.5倍以上となること。	農政係 0282-21-2381	8,000	国庫
				②経営転換協力金 農地中間管理機構への貸付面積に応じて、協力金を交付します。 1.0万円/10a(上限25万円)	農地中間管理機構へ農地を貸し付けて経営部門の縮小や離農する農地所有者に対し、補助金を交付します。 ○取組要件 ・地域集積協力金と一体的に取り組むこと ・農地を10年以上農地中間管理機構に貸し付けること ・経営転換(部門減少)、離農の要件として定められた事項を満たすこと など			
③農地整備・集約協力金 整備費に対して、農地集約率に応じ、一定割合農業者負担を軽減するための補助金を交付します。 ・目標年度における担い手の農地集約率:交付率 100%:交付率12.5% 90%以上:交付率 8.5% 80%以上:交付率 5.0% ※交付率:整備費に対する割合				簡易な基盤整備(農地耕作条件改善事業)に取り組む場合に、農地バンクを活用して対象農地を担い手に集約する農地所有者に対し、補助金を交付します。 ○取組要件 ・農地耕作条件改善事業実施地区であること ・対象農地が基盤整備済み地区に内在または隣接し、地域内で合計10ha(中山間地域の場合5ha)未満であること ・対象農地のすべてが、目標年度までに担い手に集約され、農地中間管理権が15年以上設定されていること ・対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し(実質化)を行うこと など	国庫			

令和5年度栃木市農業関係支援事業一覧



・今年度、栃木市が実施する予定の支援事業です。
 ・支援を受けるためには、この表に記載の事柄のほかにも細かい要件や書類の作成があります。
 ・詳しい内容を知りたい方や支援事業の活用を希望する方は、担当係までご相談ください。
 ・予算の状況によっては、要件を満たしていても採択されない場合があります。
 ・また、税の未納がある方は補助金を受けることができません。予めご了承ください。

区分	番号	事業名	概要	補助率等	補助対象	担当係	予算措置 (千円)	財源
畜産 に対する 支援	18	子牛の生産を行う雌牛の導入費用を支援 ○繁殖牛導入促進支援補助金	和牛の素牛価格が高止まりする中、素牛の生産や自家産で素牛を確保する取組を支援するため、子牛の生産を目的とした雌牛を導入する費用の一部を補助します。	繁殖牛の導入 1頭につき10万円を上限に導入経費の1割を支援 (予算の範囲内で交付)	子牛の生産を目的とした雌牛の導入を行う、次のいずれかに該当する方が対象になります。 ①繁殖牛を飼養している農家 ②繁殖～肥育の一貫経営を行っている農家 ③新たに繁殖～肥育の一貫経営を行おうとする農家	生産振興係 0282-21-2384	1,400	市単独
環境 にやさしい 農業 に対する 支援	19	環境にやさしい農業の取組を支援 ○環境保全型農業直接支払交付金	自然の力を生かした、環境にやさしい農業に取り組む農業者の営農活動を支援します。	・化学肥料・化学合成農薬を使用しない「有機農業」の取組 12,000円/10a ・植物の力で、雑草の抑制、土壌浸食の防止、地力回復などを行う「カバークロープ」の取組 6,000円/10a ・ビニルマルチの代わりにカバークロープを利用する「リビングマルチ」の取組 5,400円/10a ・果樹園にカバークロープを作付して土壌を管理する「草生栽培」の取組 5,000円/10a ・田畑の耕起を行わないで種をまく「不耕起播種」の取組 3,000円/10a ・通常よりも長く中干しを行い、温室効果ガスの発生量を減らす「長期中干し」の取組 800円/10a ・秋に耕うんすることで、稲わら等の分解を促進し土壌環境を整える「秋耕」の取組 800円/10a	①対象者 (1)農業者の組織する団体 ・複数の農業者又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織 (2)一定の条件を満たす農業者 ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者 ・複数の農業者で構成される法人 ②対象農地 (1)農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地 ③支援の対象となる農業者の要件 (1)主作物(有機農業の取組又は化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する対象作物)について販売することを目的に生産を行っていること。 (2)みどりのチェックシートの取組を実施していること。 ④事業要件 (1)自然環境保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動を実施していること。	生産振興係 0282-21-2384	2,598	国庫
その 他の 支援	20	稲の病害虫を防ぐ共同防除の取組への支援 ○稲等病害虫防除事業費補助金	共同防除や広域防除にかかる費用の一部を、実施面積に応じて補助します。	下記による共同防除の取組に対し、面積当たりの単価に上限を設け、予算の範囲内で配分 ○ラジコンヘリコプター ○ブームスプレーヤ(走行型動力噴霧器) ○ドローン	○農業公社 ○共同防除協議会 ○認定農業者協議会 ○集落営農組織 ○農協部会	生産振興係 0282-21-2384	14,830	市単独
	21	農業用廃ビニール等資材の処分をする際の支援 ○農業用廃ビニール処理事業費補助金	農業用廃ビニール等(ポリエチレン、塩化ビニール、プラスチック)の回収処理を行った農業用廃プラスチック処理対策協議会等へ経費の一部を補助します。	各地区にある協議会が実施した左記の取組に対し、過去3年間の処理量を案分し、予算の範囲内で配分	○下野農業協同組合 ○上都賀農業協同組合 ○農業生産資材適正処理団体	生産振興係 0282-21-2384	1,550	市単独
	22	農産物直売所で頑張る皆さんを応援 ○農産物直売所活動推進補助金	地産地消の推進を図るため、栃木市直売所連絡協議会に対し、農産物の安全安心PRのための活動経費の一部を補助します。	予算の範囲内で補助	○栃木市直売所連絡協議会 農産物直売所における農産物の販売促進、安心啓発事業等に要する経費が対象になります。	農村振興係 0282-21-2383	237	市単独
	23	農業や地域が持つ魅力を活かした交流事業を支援 ○都市農村交流事業補助金	市内各地域で農業体験交流事業や子ども交流支援事業を実施している団体に対して、その事業の実施に必要な経費の一部を補助します。	交流事業の実施に必要な経費の一部を補助(※上限があります)	○グリーンツーリズム協議会 ○集落営農組織 ○都市農村交流事業を実施する団体	農村振興係 0282-21-2383	400	市単独
	24	病気になりにくいいちご苗の購入を補助 ○優良種苗購入手業費補助金	親株に由来する病気のリスクを抑え、高い品質と収量を維持するため、いちごのメリクロン(無菌培養)苗を取り扱う農業者団体に対し、購入費用の一部を補助します。	購入した苗の本数に応じ、予算の範囲内で補助します。	○下野農業協同組合 ○上都賀農業協同組合(西方地域)	生産振興係 0282-21-2384	900	市単独